3　第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第一条の十に次の一項を加える。

11　法第十一条の四第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二　特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三　地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又はその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人で主務省令で定めるもの

四　日本銀行

五　外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

第一条の十一第三項中「財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第一条の十六第三項において「意思決定機関」という。）」を「意思決定機関」に改め、「（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに第一条の十六第三項及び第四項において同じ。）」を削り、「子法人等又は」を「その子法人等又は当該組合の」に改める。

第五条の十三第一号中「子会社」の下に「（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）」を加える。

第六条第一項第一号中「第一条の四」の下に「、第一条の十」を加える。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第三条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「又は特例業務届出者」を「若しくは特例業務届出者」に改め、「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第四十三条第三項中「若しくは当該登録金融機関」を「、当該登録金融機関」に改め、「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第四十三条の二第一項中「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十三条の三第四項中「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四十三条の四第三項中「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十三条の六の二第二項、第四十三条の七第二項及び第四十三条の八第二項中「から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四十四条第二項及び第七項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加え、同条第八項中「若しくは当該登録金融機関」を「、当該登録金融機関」に改め、「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加え、同条第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項から第十八項まで及び第二十項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第四条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第十一条第一項中「この条」を「この項」に、「子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）」を「合算子法人等及び合算関連法人等」に、「第八項」を「当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはへに」を「次に」に、「第四項」を「第六項」に、「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、「掲げる者」の下に「（へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はへに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第十一条第一項第一号トを同号リとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからへまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第十一条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「の者」の下に「（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第十一条第一項第二号イ中「以下この項及び第四項」を「ロ及び第六項」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「第六項各号に掲げる信用の供与等の区分」を「第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第五号中「理由に準ずる」を「も